

福島のおゆき国会日誌

<インボイス制度は実質消費税の増税>



6日、私が副会長を務めるインボイス問題検討超党派議員連盟で、藤井聡京都大学大学院教授をお呼びして講演をいただきました。

10月から始まるインボイス制度は、個人事業主や零細企業にとって極めて大きな影響を与える制度です。

私は浪人中会社経営者として多額の消費税の納税通知書を受け取り、必死の思いで金策して、ようやく納税した苦しい経験があります。消費税

は、その名の通り消費者が支払うものではなく事業者が支払う重い税ということを実感いたしました。

おそらく制度を作る財務官僚たちや多くの政治家たちには、このような皮膚感覚はないでしょう。政治の現場でも、安易に「社会保障のためには消費税が必要だ」という数字いじりだけの議論がなされますが、税を支払う人たちからの視点が欠けています。

複雑な制度の問題点を、藤井先生は独特の関西弁で分かりやすく話をしてくれています。YouTube でぜひご覧ください。



<委員会質疑で指摘 西村経産相来県>



10日、ようやく西村康稔経済産業大臣が茨城に来て、漁業関係者と福島第一原発からの処理水について対話を行いました。私の感触では、政府はおそらく今年の夏に必ず処理水の排水を決定するでしょう。

私は、昨年11月の東日本大震災復興特別委員会で、「政治が前面に立って、真心で、被災地の人、風評被害を心配している人となぜ向き合わないのか」と魂を込めて訴えました。これに応じて、太田房江経済産業副大臣はすぐに茨城に来てくれましたが、大臣が来たのはその半年後です。あまりに遅く、不誠実です。

私は、水産業や観光・飲食などに影響が出ないか、全力で監視を行っていきます。万一、何らかの影響が出た場合は、政府に必要な対応を取らせるよう尽くしてまいります。

昨年11月の東日本大震災復興特別委員会の質疑はこちらの YouTube でご覧ください。➔



<水俣病被害者救済に向けての取り組み>

8日、水俣病の被害者の方とそれを支える弁護士が議員会館にいらっしました。民主党政権の2010年に水俣病被害者救済特別措置法が成立して一定の被害者救済が実現しましたが、住んでいる地域などによってこの法律では対象にならず被害に苦しんでいる方が今なお多くいらっします。

今回お会いした水俣市の崎代義治さんもその一人で、19歳まで天草に住んでいましたが、その後長い間離れていたため、特措法の対象とはなっていません。片耳は聞こえず、目はすぐに充血し、体の節々が我慢できなくなるほど痛くなる時があると言います。

水俣病被害者救済活動を支援しても私の選挙で票になるものではありません。でも、被害者を法律の論理だけで線引きすることを政治家として放置するわけにはいかないと私も、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。



<茨城県から国の予算・施策への要望説明会>

2日、茨城県知事・県議会議長などが上京され、国の来年度予算や施策について提案・要望する説明会が開催され、出席いたしました。実現に向けてしっかりと行動してまいります。

